

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年12月 9日

名古屋地方裁判所豊橋支部

裁判所書記官 伊 藤 祐 加

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 1月 7日から 令和 8年 1月14日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 1月21日 午前10時00分 場 所 名古屋地方裁判所豊橋支部
売却決定 期日	日 時 令和 8年 2月 4日 午前 9時50分 場 所 名古屋地方裁判所豊橋支部
特別売却 実施期間	令和 8年 1月28日 午前 9時00分から 令和 8年 1月28日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかを執行官に提出する方法による。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年12月 9日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	14,800,000 11,840,000	一括	2,960,000	99,584	25,150
1	3,550,000				
2	11,250,000				

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 豊川市蔵子六丁目 |
| | 地 番 | 9 番 2 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 4 0 . 4 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 豊川市蔵子六丁目 9 番地 2 7 |
| | 家屋 番号 | 9 番 2 7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき 3 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 0 . 6 5 平方メートル
2 階 4 4 . 7 1 平方メートル
3 階 4 2 . 5 2 平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 7年11月14日

名古屋地方裁判所豊橋支部

裁判所書記官 原 謙太郎

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 豊川市蔵子六丁目 |
| | 地 番 | 9 番 27 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 140.41 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 豊川市蔵子六丁目 9 番地 27 |
| | 家屋 番号 | 9 番 27 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき 3 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 50.65 平方メートル
2 階 44.71 平方メートル
3 階 42.52 平方メートル |



令和 7 年(ㄱ)第 58 号

令和 7 年 8 月 28 日受理

令和 7 年 10 月 15 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所豊橋支部

執行官 大 澤 雅 人

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 豊川市蔵子六丁目 |
| | 地 番 | 9 番 2 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 4 0 . 4 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 豊川市蔵子六丁目 9 番地 2 7 |
| | 家屋 番号 | 9 番 2 7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき 3 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 0 . 6 5 平方メートル
2 階 4 4 . 7 1 平方メートル
3 階 4 2 . 5 2 平方メートル |

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者との関係)	陳述内容等

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 物件1土地及び物件2建物の状況は、土地建物配置図(概略)、建物間取図(概略)及び添付した写真のとおりである。
- 2 物件1土地は北側道路に面して道路とほぼ等高に接しており、物件1土地の地形は長方形の整形地となっている(土地建物配置図(概略)参照)。物件1土地東側隣地(地番9番30)及び西側隣地(地番9番35)との各境界には物件1土地北側の接道部分に境界標が埋設されているのが見受けられ、西側隣地(地番9番36)及び南側隣地(地番9番28)を含めて上記各隣地とはフェンスで区画されており、また、法務局備付けの地積測量図も存在していることから境界は確認できると思われる。
- 3 物件1土地の北側は駐車スペースとなっているが、ハイ松のような雑草が敷地の東側及び西側の地面に貼り付くように繁茂して、玄関の出入口の階段も雑草に覆われた状態になっていた。
- 4 物件1土地南側のスペースは庭になっており、ヒートポンプ給湯器ユニットが設置されており南側の隅には犬小屋が雑草に埋もれて残置されていた。物件1土地南側の庭の敷地は大量の雑草が繁茂した状況になっており、相当の期間、雑草の伐採等の整備がなされていないものと見受けられた。
- 5 物件2建物の東側の外壁の一部が広範囲に緑色になっており、苔が生えて壁が汚損したのではないかと外観上から見受けられた。
- 6 物件2建物内の1階乃至3階の各部屋には、債務者兼所有者及びその家族のものと思われる家財道具及び模型等の大量の動産類が残置されており、3階洋室2の室内には大量の段ボールが積み上げられていて、出入口が塞がれた状態になっていたため、室内に立ち入ることができなかった。
- 7 物件2建物内は外観上、雨漏り等の不具合見受けられず、壁紙及び天井のクロス等にも目立った汚損及び破損は見受けられなかったが、各部屋には大量の動産類が残置されているため、物件2建物内は清掃等の保守管理が十分なされていないものと見受けられ、経年以上に劣化しているのではないかと見受けられた。動産類の処分が必要になる場合には、買受人は相応の処分費用を負担することになると思われる。また、動産類の処分後に室内の補修工事等が必要になる可能性は否定できないと思われる。
- 8 物件2建物は太陽光発電システムが設置されており、屋根にはソーラーパネルが設置されていると思われるが、周辺の道路から物件2建物の屋根を見上げたが、屋根が平坦なこともあり太陽光パネルの設置状況を確認することはできなかった。債務者兼所有者に太陽光発電システムの設置費用等について照会書を投函したが、協力は得られなかったため、債務者兼所有者がクレジット会社等からの借入により太陽光発電システムを設置していた場合には、当該借入先への支払が滞納している場合には、買受人は太陽光発電システムを継続して使用できるかは不明である。
- 9 物件2建物2階北側のベランダ1には鳩が営巣して卵も産み落とされており、鳩の排泄物も散乱していることからベランダ1は相当の期間、人が立ち入っていない状況であると思われる。また、物件2建物3階北側のベランダ3には鳩のものと思われる排泄物が大量に堆積しておりベランダの床面はかなり汚損していたことから、ベランダ3も相当の期間、人が立ち入っていないものと見受けられた。買受人はベランダに営巣している鳩の巣の撤去及び排泄物の除去等の清掃作業が必要になる場合には、相応の費用を負担することになると思われる。
- 10 物件2建物内の1階玄関及び2階リビングダイニングキッチンには、債務者兼所有者宛の大量の郵便物が存在しており、当職が投函した照会書及び立入調査期日通知書についても未開封の状態で室内に取り込まれていた。また、電気、水道は供給されており、物件2建物3階洋室3は、日常的に使用されていると思われるテレビ及び寝具類等が置かれていたことから、債務者兼所有者が物件2建物で生活しているのではないかとと思われる。なお、債務者兼所有者に物件2建物の使用状況等について照会書を投函したが協力は得られなかった。また、債務者兼所有者の占有状況の調査のため近隣住人居宅を数件訪問したが、いずれも不在

のため聴取することができなかった。

- 11 豊川市役所から債務者兼所有者の住民票の写しを取り寄せたところ、物件2建物の所在地が住民票の住所地となっていた。
- 12 占有関係は2枚目記載のとおりである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年 9月17日(水) 9:00 — 9:10	名古屋法務局豊橋支局	登記記録事項証明書交付申請 公図・地積測量図・建物図面取得
R7年 9月17日(水) 12:40 — 13:00	目的物件所在地	現況調査実施通知投函、占有状況調査（近隣住人聴取行うも不在）、物件確認
R7年 9月24日(水) 10:55 — 11:05	目的物件所在地	現況調査実施期日及び解錠立入通知書投函
R7年10月 7日(火) 9:40 — 12:40	目的物件所在地	物件確認、立入調査、写真撮影（屋内外）、占有状況調査、土地概測、図面作成、評価人同行
—		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日

目的物件は全戸不在で、施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

執行手続の適正確保のため、立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。

☒ 令和 7年10月 7日

目的物件は全戸不在で、施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

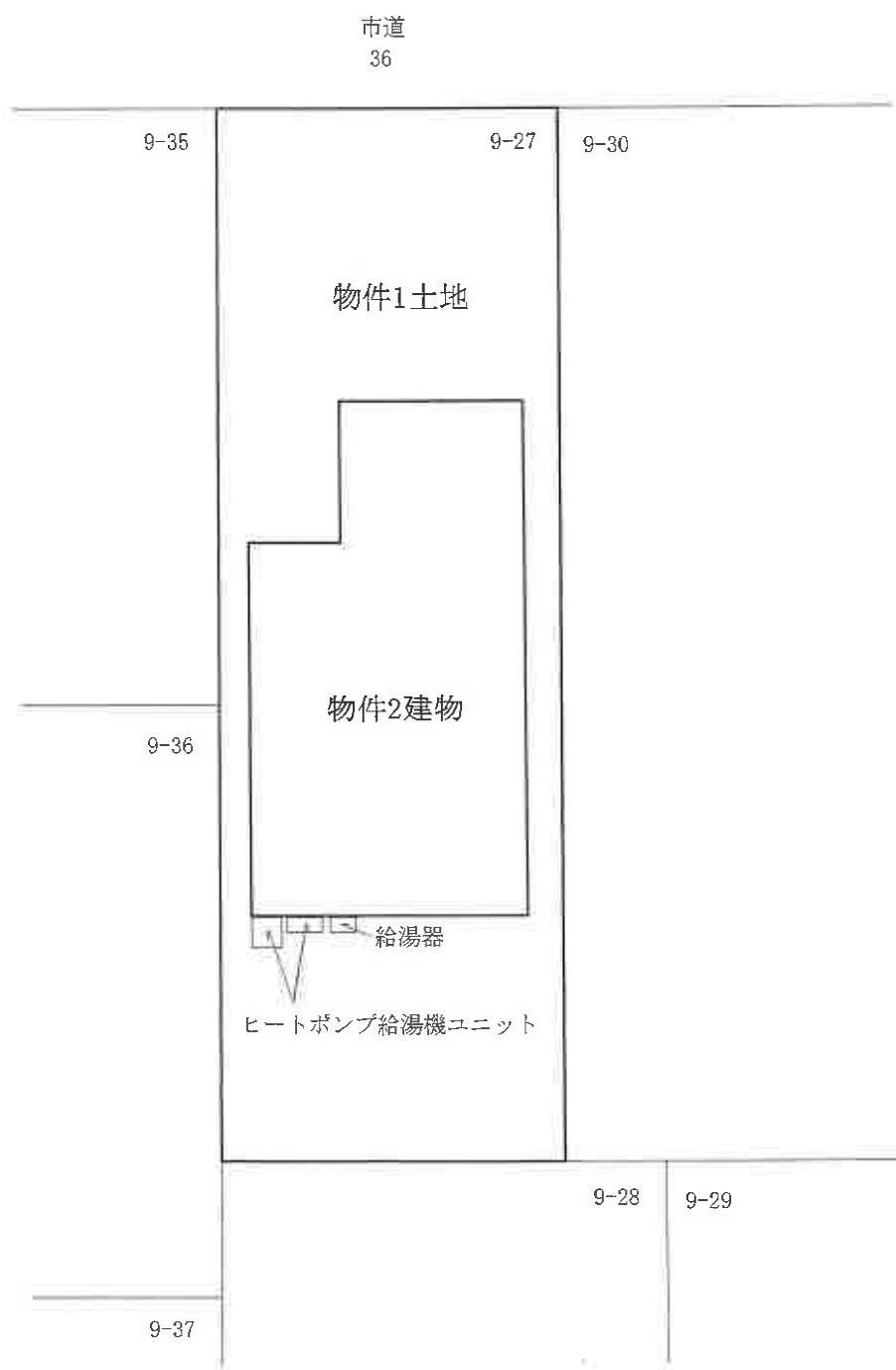
☐ 令和 年 月 日

目的物件は無施錠であったが、全戸不在であったため立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(6 枚目)

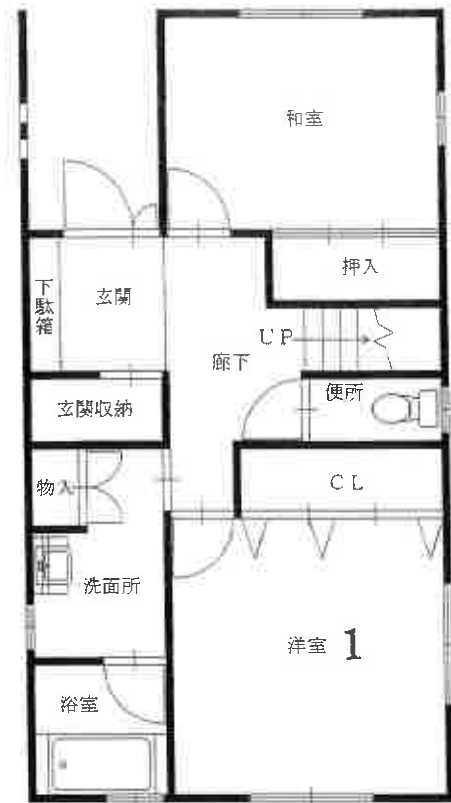
土地建物配置図 (概略)



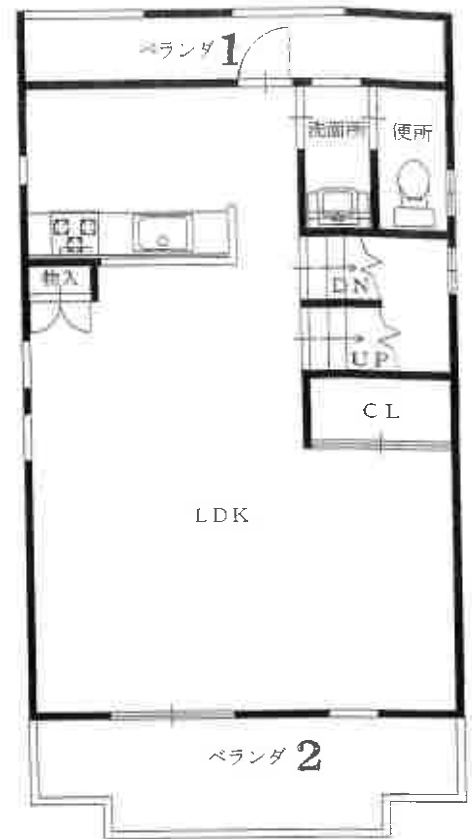
建物間取図 (概略)



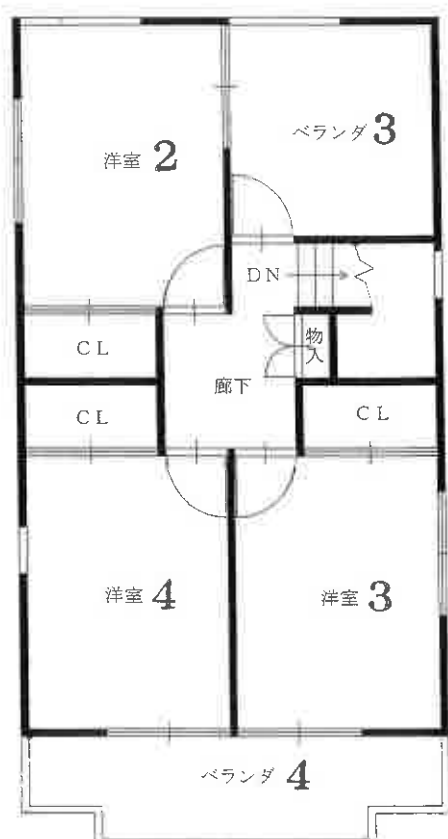
1階



2階



3階



(物件 2 建物)

①



屋外の状況

②



屋内の状況 (1階 和室)

(9 枚目)

③



屋内の状況（2階 リビングダイニングキッチン）

④



屋内の状況（2階 リビングダイニングキッチン（キッチン））

⑤



鳩の巣（段ボールの内部が鳩の巣となっている）
屋外の状況（2階 ベランダ1）

⑥



鳩と思われる鳥の大量の排泄物
屋外の状況（3階 ベランダ3）

（し）枚目）

令和 7年（ケ）第58号

令和 7年 9月 1日 受 理

令和 7年10月 7日 現地調査

令和 7年10月22日 評 価

名古屋地方裁判所豊橋支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

小 笠 原 貴 洋

第1 評価額

一 括 価 格	
金 14,800,000 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 3,550,000 円
物件2（建物）	金 11,250,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地目 地積	豊川市蔵子六丁目 9番27 宅地 140.41㎡	「同左」
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	豊川市蔵子六丁目 9番地27 9番27 居宅 木造合金メッキ鋼板ぶき3階建 1階 50.65㎡ 2階 44.71㎡ 3階 42.52㎡	「同左」
番号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	名古屋鉄道豊川線「八幡」駅の南東方道路距離約1.4km (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	一般住宅や共同住宅等が混在する住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 準工業地域 60% 200% — 特別用途地区（大規模集客施設制限地区）、立地適正化計画（居住誘導区域）、宅地造成等工事規制区域
画地条件	地積 140.41㎡ 間口 約6.8m、奥行 約20.8m 形状 長方形	
接面道路の状況	北西側幅員約6.0m舗装市道とほぼ等高接面する中間画地 (北西側道路は建築基準法上の道路である)	
土地の利用状況等	物件1土地は、物件2建物の敷地等として利用されている。	
供給処理施設 (敷地内引込の有無を基準としている)	上水道 ガス配管 下水道	あり あり あり
土壌汚染の可能性の調査	目視では土壌汚染等の形跡は見られず、水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設としての届出もない。過去の住宅地図、登記簿謄本等によれば、過去に畑や事業所敷地として利用されていたと推測されるが土壌汚染の可能性リスクは不明であるため、汚染の有無等の確認には専門職による調査が必要である。	
特記事項	・本件土地は周知の埋蔵文化財包蔵地の指定区域外である。 ・マップあいち（水害情報マップ）によれば、昭和34年伊勢湾台風の浸水実績区域に含まれる。 ・物件2建物の南西側にヒートポンプ給湯機ユニット及び給湯器がある	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区分	主である建物 ＜家屋番号9番27＞
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記記載）平成25年 1月29日新築 経過年数 約13年 経済的残存耐用年数 約12年
仕様	構造 木造 屋根 合金メッキ鋼板 外壁 サイディング 内壁 クロス等 天井 クロス等 床 フローリング等 設備 電気、給排水、都市ガス等 その他 ヒートポンプ給湯機、太陽光発電システム
床面積（現況）	登記数量と同じ
現況用途等	現況用途 居宅 間取り 5LDK （附属資料「建物間取図（概略）」のとおり）
品等	普通
保守管理の状 態	普通
建物の利用状 況	「現況調査報告書」の記載のとおり
特記事項	・太陽光発電システムの稼働状況や所有権留保等の詳細は不明である。（詳細は「現況調査報告書」記載のとおり） ・ベランダに鳩が生息しており、糞等が多数堆積している。 ・屋内に多数の残置物があり、3階北西側及び南西側の洋室については立ち入ることができなかった。 ・外壁に一部変色が見られる。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	88,000	0.96	140.41	0.90	10,680,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。（以下同じ）

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 豊川-2

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$86,700 \text{ 円/㎡} \times 101.2/100 \times 100/105 \times 100/95 = 88,000 \text{ 円/㎡}$

（上三桁未満四捨五入）

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位（南東）を考慮。

◇地域格差：交通・接近条件、環境条件格差等を考慮。

イ 個別格差：間口狭小0.96

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：地上建物の存在による減価率を現況から見て10%と査定。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	210,000	137.88	0.40	11,580,000

ウ 現価率： $[残価率3\% + (1 - 残価率3\%) \times \{経済的残存耐用年数12年 / (経済的残存耐用年数12年 + 経過年数13年)\}] \times (1 - 観察減価率20\%) = 0.40$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	10,680,000	0.50	法定地上権	5,340,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権 等価格の控 除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 (円) ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評 価 額 (円) $\{(ア \pm イ) - ウ\} \times エ \times オ$
1	10,680,000	-5,340,000		0.95	0.70	3,550,000
2	11,580,000	+5,340,000	0	0.95	0.70	11,250,000
一括価格(合計)						14,800,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：太陽光発電システムの稼働状況や取り扱い等について詳細が不明であることから5%を減価した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格 豊川ー2

所 在：豊川市蔵子三丁目30番2

価 格：86,700円/㎡

位 置：名古屋鉄道豊川線「八幡」駅の南方道路距離約1.3km

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：150㎡

供給処理施設：水道、ガス、下水

接 面 街 路：南東6m市道に接面

用途指定等：第一種住居地域（建蔽率60%，容積率200%）

地域の概要：一般住宅のほかに農地等が見られる住宅地域

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図写
- 4 地積測量図写
- 5 建物図面・各階平面図写
- 6 土地建物配置図（概略）
- 7 建物間取図（概略）
- 8 現況写真

以 上

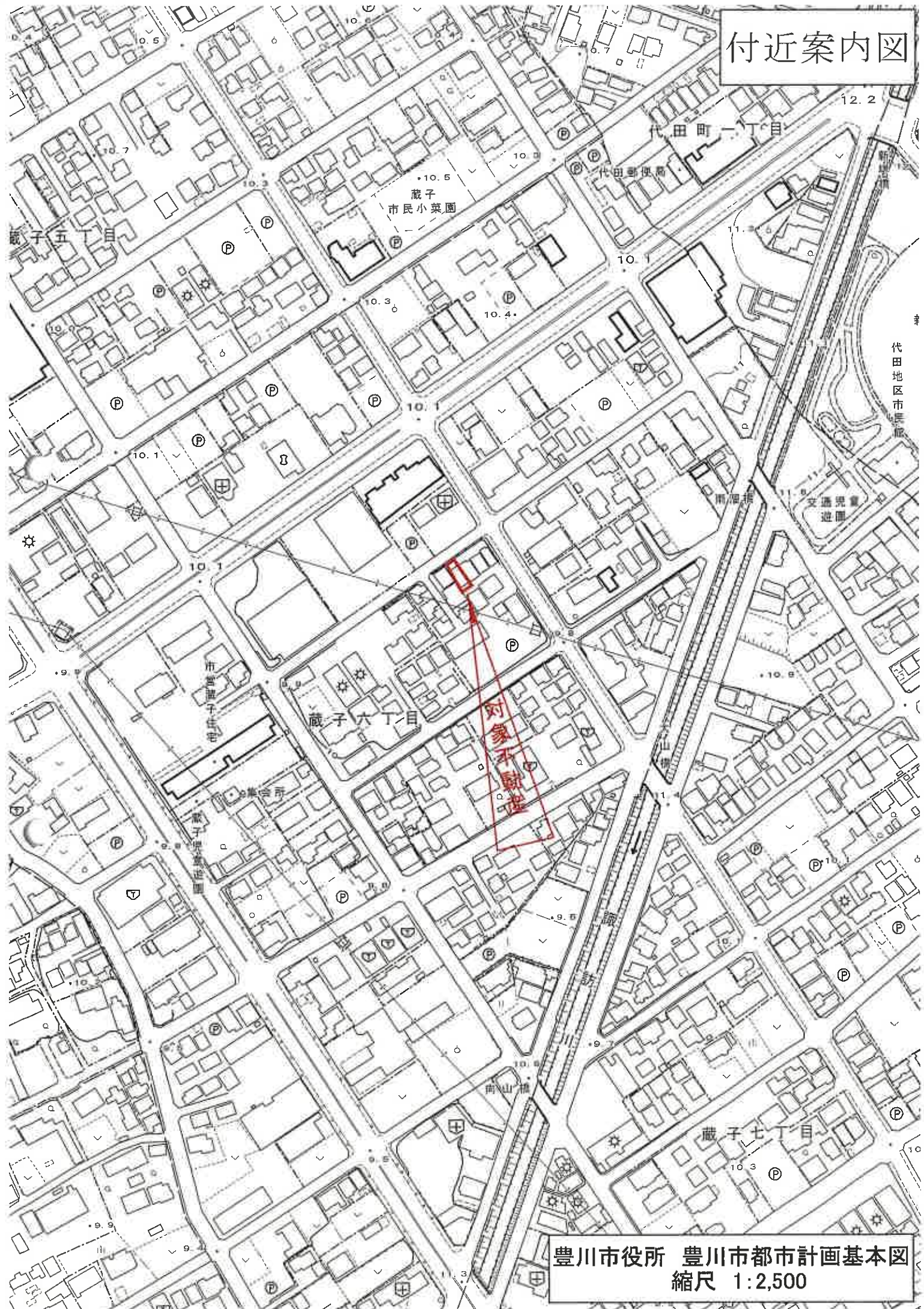
位置図

地価公示
豊川-2

対象不動産

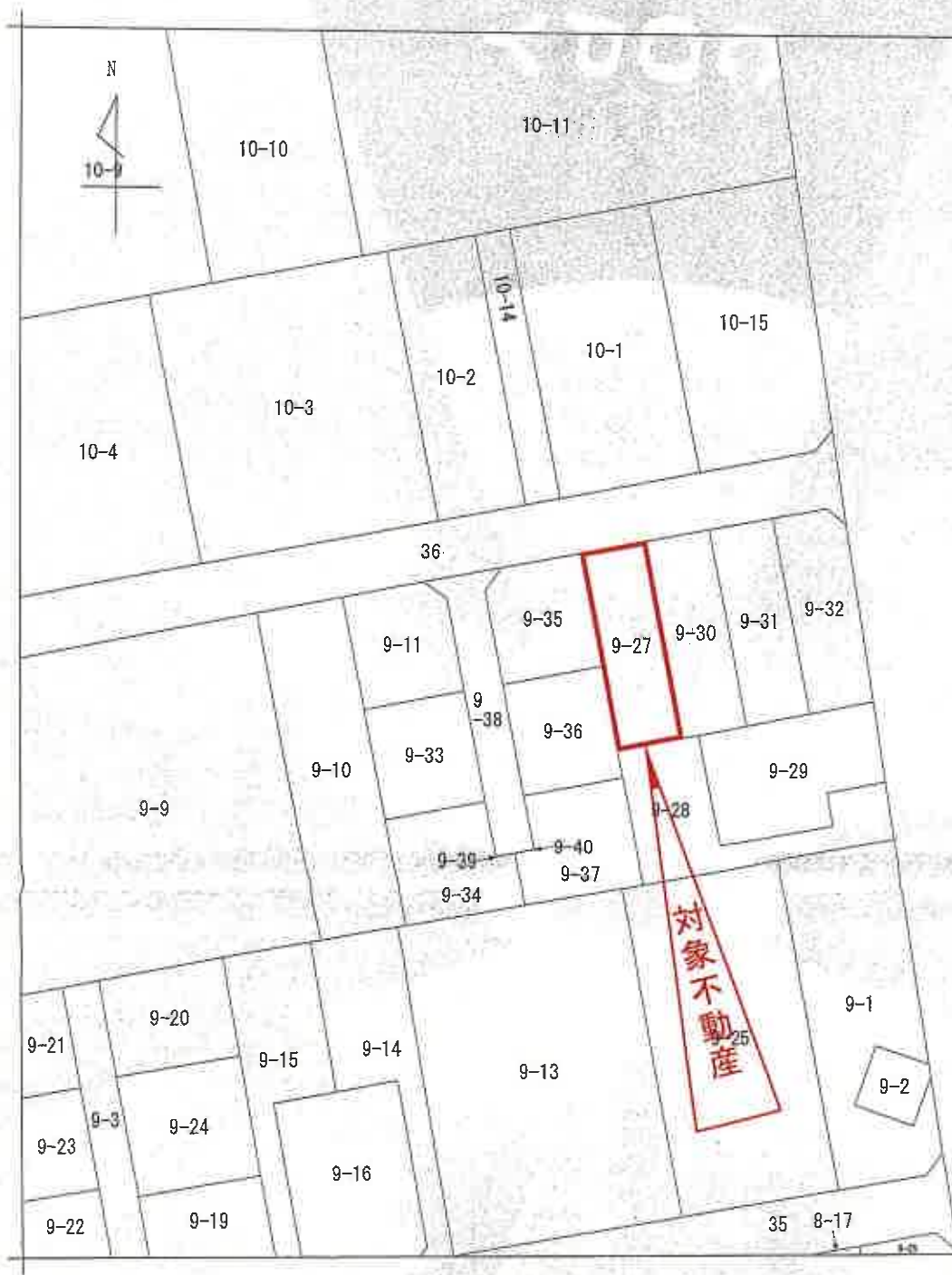
豊川市役所 白図
縮尺 1:10,000

付近案内図



豊川市役所 豊川市都市計画基本図
縮尺 1:2,500

A 4 判に縮小



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
蔵子6丁目

請 求 部 分	所 在	豊川市蔵子六丁目				地 番	9番27			
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	土地区画整理所在図
作 成 年 月 日	昭和45年11月				備 付 年 月 日 (原 図)			補 事 記 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局豊川出張所管轄)

令和7年7月7日

東京法務局中野出張所

登記官

請求番号：11-1

(1/1)

土地積測量図

地番
9番27、9番30ないし
9番32
土地の所在
豊川市蔵子六丁目

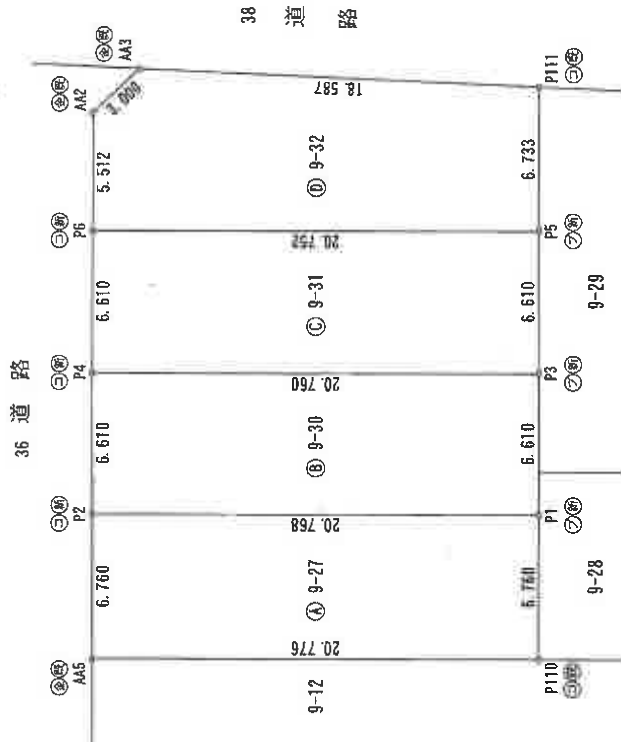
求積表

地番	⑨ 9-27	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n · (Y _{n+1} -Y _{n-1})
PJ		-130768.658	17605.261	-6.015	786596.188885
P2		-130771.846	17593.643	-17.248	2242676.819196
AA5		-130775.621	17588.835	6.015	-786615.360315
P110		-130792.841	17599.658	17.226	-2253037.479066
			合計		-280.830300
			合計面積		140.4151500
			合計地積		140.41 m ²

地番	⑩ 9-30	X_n	Y_n	$Y_{n+1}-Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1}-Y_{n-1})$
N0		-130765.351	17610.740	-6.135	802358.189735
P3		-130768.154	17593.126	-17.097	2235743.128938
P4		-130771.846	17593.643	6.135	-802285.275210
P2		-130774.646	17605.261	17.097	-2236100.541723
P1		-130789.059		合計	-274.482260
				合計面積	137.2401300
				合計地積	137.24 m ²

地番	⑪ 9-31	X_n	Y_n	$Y_{n+1}-Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1}-Y_{n-1})$
N0		-130761.653	17616.218	-6.131	801822.375853
P5		-130764.462	17604.609	-17.092	2239026.184604
P6		-130768.154	17593.126	6.131	-801738.652174
P4		-130765.351	17610.740	17.092	-2235583.359212
P3				合計	-274.357029
				合計面積	137.1510145
				合計地積	137.19 m ²

地番	⑫ 9-32	X_n	Y_n	$Y_{n+1}-Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1}-Y_{n-1})$
P5		-130764.462	17604.609	7.037	-920189.519094
P6		-130761.653	17616.218	17.130	-2240136.786570
P111		-130771.896	17621.799	-4.168	537236.595788
AA3		-130762.034	17612.110	-12.618	1648955.348012
AA2		-130761.384	17609.181	-7.591	986841.141384
			合計	-284.222900	
			合計面積	147.1114000	
			合計地積	147.11 m ²	



基準点の名称及び座標値

名称	座標値
X	Y
街区多角点 10021	-130783.648 17460.625
街区多角点 10213	-130704.458 17576.422
測地系	世界測地系
平面座標座標系の記号	W
測量年月日	平成24年11月7日

記号	境界線の種類	印
①	金	金
②	コンクリート杭	コンクリート杭
③	プラスチック杭	プラスチック杭
④	金	金
⑤	既設境界線	既設境界線
⑥	新設境界線	新設境界線

(会 員 専 用)

作成者

縮尺

申請人

縮尺

(愛知県土地家屋調査士会用紙)

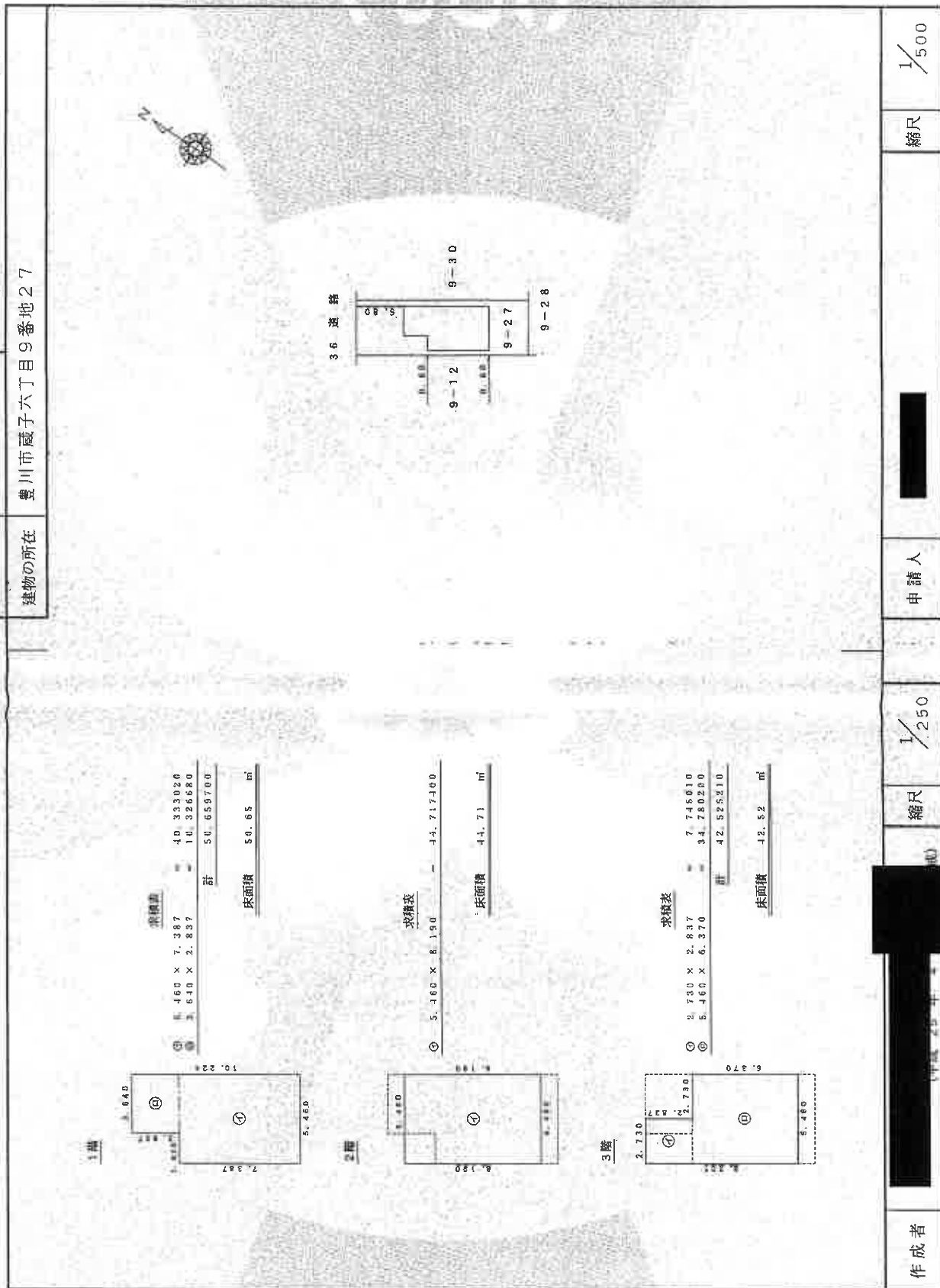
登記年月日：平成25年4月4日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(名古屋法務局豊川出張所管轄)
令和7年7月7日 東京法務局中野出張所 登記官

建築物平面図

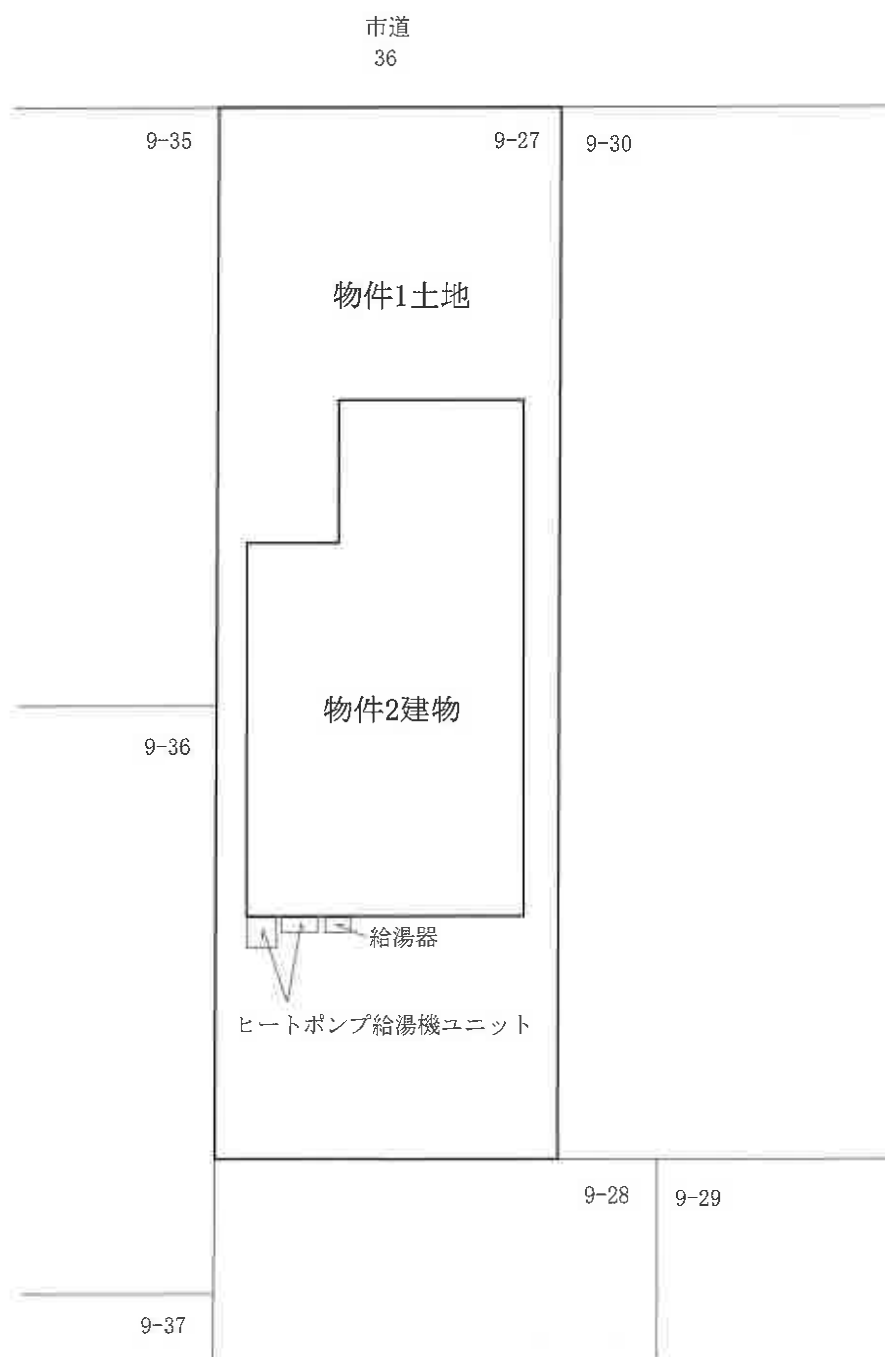
家屋番号 9番27

建築物の所在 豊川市蔵子六丁目9番地27



A4判に縮小

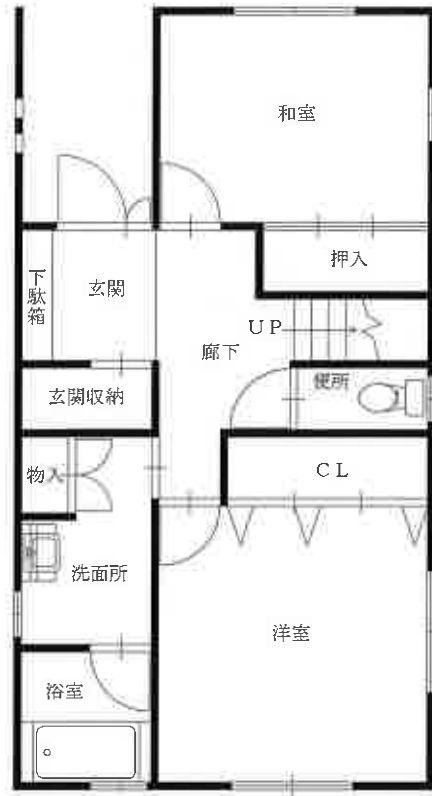
土地建物配置図 (概略)



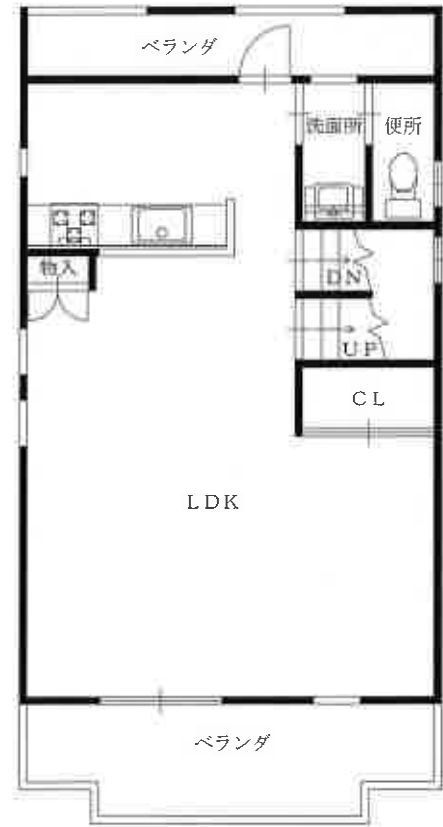
建物間取図 (概略)



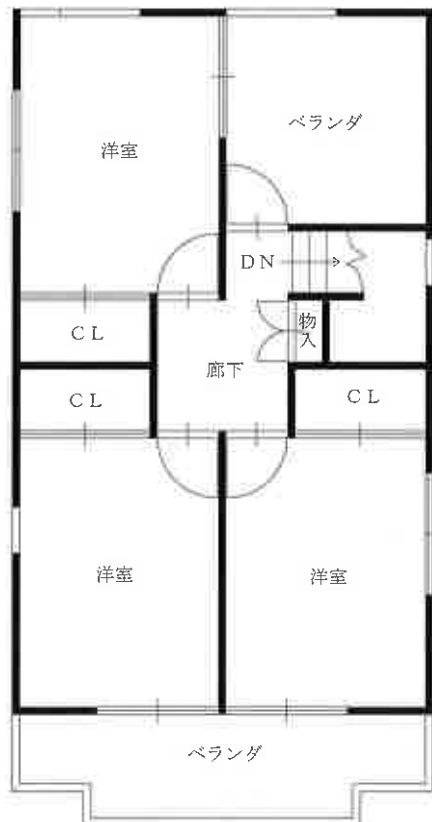
1階



2階



3階





物件 1 土地

写真番号 1

物件 2 建物



物件 2 建物

写真番号 2

物件 1 土地